

議案第72号

和解について

庁舎給排水設備更新等工事における事故について、次のとおり和解することについて議決を求める。

1 当事者

- 甲 住所 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
名称 鶴ヶ島市
鶴ヶ島市長 齊藤 芳久
- 乙 住所 埼玉県鶴ヶ島市大字高倉1098番地4
氏名 株式会社三幸
代表取締役 中島 喜久江

2 事故の概要

令和4年8月12日午前3時30分頃、鶴ヶ島市庁舎3階議会棟において、乙が受注した庁舎給排水設備更新等工事における施工不良により、施工中の給水配管から大量の水が流出し、大規模な漏水被害を受けたものである。

3 和解条項

別紙のとおり

令和5年11月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

庁舎給排水設備更新等工事における事故について、和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。

- 1 甲及び乙は、乙の負担において、工事の事故により発生した漏水（以下「本件漏水」という。）で被害を受けた甲の庁舎建物内装等の原状復旧工事が完了したことを相互に確認する。
- 2 乙は、甲に対し、1を除くほか、本件漏水により被害を受けた甲の物品、人件費等の損害賠償の支払い義務があることを認める。
- 3 乙は、甲に対し、2の損害賠償として、金20,601,776円を本件和解成立後、遅滞なく支払う。
- 4 甲及び乙は、本件に関し、当事者双方間には本条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後名目のいかんを問わず、相互に何らの請求もしない。